

熊本県UDやさまち移動ミュージアム等貸出要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県がユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)を理念としたやさしいまちづくりを推進するにあたり、UDの考え方などを学習・体験するためのUDやさまち移動ミュージアム、高齢者疑似体験キット及びUD展示パネル(以下「移動ミュージアム等」という。)の貸出に関し、必要な事項を定める。

(貸出機関)

第2条 移動ミュージアム等の貸出しは、健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室及び地域振興局保健福祉環境部総務企画課(以下「貸出機関」という。)が行う。

(貸出物品)

第3条 貸出しする移動ミュージアム等は、別表1、2のとおりとする。

(貸出手続)

第4条 貸出しの手続きは次のとおりとする。

(1) 移動ミュージアム等の借受けを希望する者(以下「借受者」という。)は、借用申込書(様式1又は様式2)を貸出機関あて提出するものとする。

(2) 貸出機関は、前項による借用申込があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、借受者に対して移動ミュージアム等を貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込があった場合は先着順とする。

ア 熊本県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

イ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

ウ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援、又は公認しているような誤解を与え、又はおそれがあるとき。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき。

オ 移動ミュージアムを営利目的で使用するおそれのあるとき。

カ その他、貸出機関が移動ミュージアム等の使用について不適當であると認めるとき。

2 返却の手続きは次のとおりとする。

(1) 借受者は、貸出機関から移動ミュージアム等を直接受け取ることを原則とする。なお、使用後は責任を持って速やかに返却するものとする。

(2) 貸出しに伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。

(3) 借受者は、返却用チェック表(様式3)により貸出機関から点検・確認を受けた後、返却する。

(4) 借受者は、移動ミュージアム等の返却時にアンケート(様式4)を提出するものとする。

3 地域振興局保健福祉環境部総務企画課は、貸出管理簿(様式5)を作成し貸出、返却等の管理を行うものとする。また、年度の半期ごとに貸出の実績及びアンケート結果を福祉のまちづくり室に報告するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として2週間以内とする。ただし、貸出機関が承認する場合は、この限りでない。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。

(貸出中の管理)

第7条 借受者は、移動ミュージアム等を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

2 借受者は、移動ミュージアム等を使用目的以外に使用してはならない。

3 借受者は、移動ミュージアム等を転貸又は譲渡してはならない。

4 借受者の責めに帰すべき理由により、故障、破損、紛失等させた場合には、借受者の負担においてこれを補償し、又は修理の上返却するものとする。

(貸出機関の責任)

第8条 移動ミュージアム等の使用により借受者が受けた被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、貸出機関は一切その責めを負わない。

(その他)

第9条 この要項に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成21年7月7日から施行する。